

○長岡市地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う  
介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則

平成21年7月24日

規則第31号

改正 令和3年3月31日規則第12号

改正 令和6年2月6日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の32第2項第5号に規定する地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の市長への届出について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出等)

第2条 法第115条の32第2項第5号の規定による届出及び法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、別記第1号様式により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第2号様式により行うものとする。

(電子申請による届出)

第4条 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、別記第1号様式又は別記第2号様式によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、前2条の規定により届出のあった事項について、国、県等の関係機関に対して情報を提供することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。



受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第3項に基づく  
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

長岡市長 様

事業者 名 称  
代表者氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	A																		
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項
-----------------

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人の種別、名称(フリガナ)</li> <li>2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号</li> <li>3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日</li> <li>4 代表者の住所、職名</li> <li>5 事業所名称等及び所在地</li> <li>6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日</li> <li>7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要</li> <li>8 業務執行の状況の監査の方法の概要</li> </ol> |
|--|

変 更 の 内 容
-----------

(変更前)
-------

(変更後)
-------

連絡先	所属		メール アドレス		電話 番号	
	フリガナ					
	氏名					